

固定資産税の縦覧・閲覧ができます！

日 時 4月1日(木)～5月31日(月)※土・日・祝祭日を除く
午前8時30分～午後5時15分

料 金 無料

必要なもの 本人確認ができるもの(免許証、個人番号(マイナンバー)カードなど)
※法人の場合、上記のほかに委任状または法人印が必要です。
※別居の家族、代理人は委任状が必要です。



縦覧帳簿の
コピー、写
真撮影は出
来ません
が、書き写
しは可能で
す。

縦覧できる項目
土地 所在地、地目、地積、評価額
家屋 所在地、種類、構造、床面積、
評価額等

対 象 者
・土地、家屋の固定資産税の納税者
※免税点未滿等の理由により、課
税されていない人は対象外
・納税者の同居の家族、相続人、
納税管理人
※令和3年1月2日以降に所有者
となった人は縦覧できません。

土地・家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧



縦覧できる項目
土地 所在地、登記地目、課税地目、
地積、評価額、課税標準額等
家屋 所在地、種類、構造、床面積、
価格、課税標準額等
※上記期間以外の閲覧は、1名
義人につき300円必要です。
※閲覧者には、コピー代のみで
課税台帳のコピーをお渡しでき
ます。この場合、証明書ではな
いため公印は押されません。
※証明料は1枚につき300円必要
です。

対 象 者
・町内の土地、家屋、償却資産
の固定資産税の納税義務者
・納税義務者の同居の家族、相
続人、納税管理人

固定資産
課税台帳の閲覧

**鳥取年金事務所
年金相談のお知らせ**

日本年金機構では、全国の年金事務所等で年金の予約相談や出張相談を実施しています。

対象者
年金請求の手続きや加入の状況、受給している年金の相談等を希望される人

実施日
毎月第3火曜日
※日程が変更になることがあります。事前に年金事務所へ問合せください。

会場
智頭町総合センター

※予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書を準備ください。
※代理人が相談に来る場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118
(年金相談のみ) 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311